

ひたちなか市土砂等による
土地の埋立て等の規制に関する条例
手引書

令和 5 年 7 月

ひたちなか市環境政策課

【目次】

1 条例の趣旨及び用語の定義	4
(1) 土地の埋立て等	4
(2) 土砂等	4
(3) 改良土	4
(4) 埋立て等区域	4
(5) 土地の所有者等	4
2 許可が必要となる土地の埋立て等	6
3 許可の基準	7
4 土砂等による土地の埋立て等に関する事業の流れ	8
5 事前協議の手続き	9
(1) 事前協議とは	9
(2) 事前協議に必要な書類	10
(3) 事前協議後	10
6 許可申請の手続き	11
(1) 許可申請に必要な書類	11
(2) 許可申請手数料	12
(3) 土壌の調査方法	12

(4) 許可（不許可）の決定	12
7 許可後.....	13
(1) 土地の所有者等に許可事項、許可条件を書面で通知する	13
(2) 標識の設置.....	13
(3) 施工管理者の設置.....	13
(4) 土砂等の発生元へ土砂等受入概要書の交付、適合証明書を確認しての土砂等受入	13
(5) 帳簿への記入.....	13
(6) 許可後に提出する届出	13
(7) 土壤の定期調査報告、完了調査.....	14
(8) 変更許可申請.....	14
(9) 許可の取り消し及び停止、公表、罰則.....	15
(10) 災害発生又災害を予見したときの手続き	16
(11) 土地所有者の定期確認義務	16
8 事前協議書の記入の仕方	17
(1) 事前協議書（様式第1号）の記入の仕方	17
(2) 土地の埋立て等に係る事業計画書（様式第1号の2）の記入の仕方	19
(3) その他の書類について	21

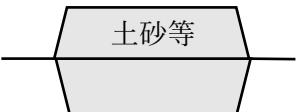
9 土地の埋立て等許可申請書の記入の仕方	22
(1) 土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）記入の仕方	22
(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）の記入の仕方	25
(3) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号）記入の仕方	27
(4) 土壌調査試料採取報告書（様式第5号）の記入の仕方	29
(5) その他の書類について	30
別表第1（第6条、第7条関係）	33
別表第2（第7条関係）	37
別表第3（第7条関係）	38
別表第4（第8条関係）	39

1 条例の趣旨及び用語の定義

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者、土地の所有者等の責務を明らかにするために必要な規制を定めることで、生活環境の保全及び災害の防止のために制定したものです。

(1) 土地の埋立て等

土地の埋立て、盛土及び堆積のことをいう。

埋立て	周辺地盤より低いくぼ地を埋立てること	
盛土	周辺地盤より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更されないもの	
堆積	周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛るものであり、将来その形状の変更が予定されているもの	

(2) 土砂等

土砂及び土砂に混入し又は付着した物で、廃棄物を除くものをいいます。主に、砂、礫、砂質土、シルト、粘土、ズリなどをいい、岩石や化石などの自然物が含まれます。碎石等の加工物（バージン材、再生碎石等）は含まれません。

(3) 改良土

土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理したものといいます。

(4) 埋立て等区域

土地の埋立て等を行う土地の区域をいい、埋立て等を計画している区域の土地の登記簿上に記入されている面積ではなく、実際に土地の埋立て等を行う区域の面積をいいます。

(5) 土地の所有者等

土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいいます。

許可が必要な土砂等（自然物）



粘土（粒径 0.005mm 以下）



シルト（粒径 0.005mm～0.074mm）



砂（粒径 0.074mm～2mm）



礫（粒径 2mm 以上）



ズリ（碎石より大きい岩石を含む土砂）

許可不要



加工碎石（80mm以下）（バージン材、RC等）

2 許可が必要となる土地の埋立て等

土地の埋立て等を行う場合、ひたちなか市では埋立て面積の下限値を撤廃しているので、5,000m²未満の土地の埋立ては事前に許可を取得する必要があります。しかし、下記の土地の埋立て等は適用除外となります。

- ① 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める者（※1）が行う土地の埋立て等
- ③ 他の法令又は条例の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって規則で定めるもの（※2）
- ④ その他規則で定める埋立て等（ア～キ）
 - ア 採石法、砂利採取法その他の法令及び条例に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う一時的な土砂等の堆積
 - イ 国、地方公共団体その他規則で定めるものが発注した工事から発生した土砂等を1年を越えない期間で他の場所へ搬出する目的で行う土砂の堆積
 - ウ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う土地の埋立て等
 - エ 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土地の埋立て等
 - オ 土砂等を発生させる者が請け負った工事において発生した土砂等を自ら利用するために行う一時的な土砂の堆積であって、埋立て等区域の面積が300平方メートル未満のもの
 - カ 宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に良質土砂等（※3）を用いて行う土地の埋立て等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ① 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル未満であること。
 - ② 土地の埋立て等の高さが50センチメートル未満であること。
 - キ 一戸建ての住宅又はこれに付属する建築物の建築を目的に良質土砂等を用いて行う土地の埋立て等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ① 埋立て等区域の面積が500平方メートル未満であること。
 - ② 土地の埋立て等の高さが2メートル未満であること。

※1 規則で定める者とは

- ア 日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- イ 土地改良法第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- ウ 土地区画整理法第14条第1項の規定により認可された地区画整理組合
- エ 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- オ 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社

- カ 公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- キ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ク 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
- ケ 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者（認定を受けようとする者は、土壤汚染又は災害防止に関し国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）、定款、法人の登記簿謄本、直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表を添えて提出）

※2 規則で定めるものとは

- ア 採石法第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- イ 砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- ウ 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を受けた土地の埋立て等
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等

※3 良質土砂等とは

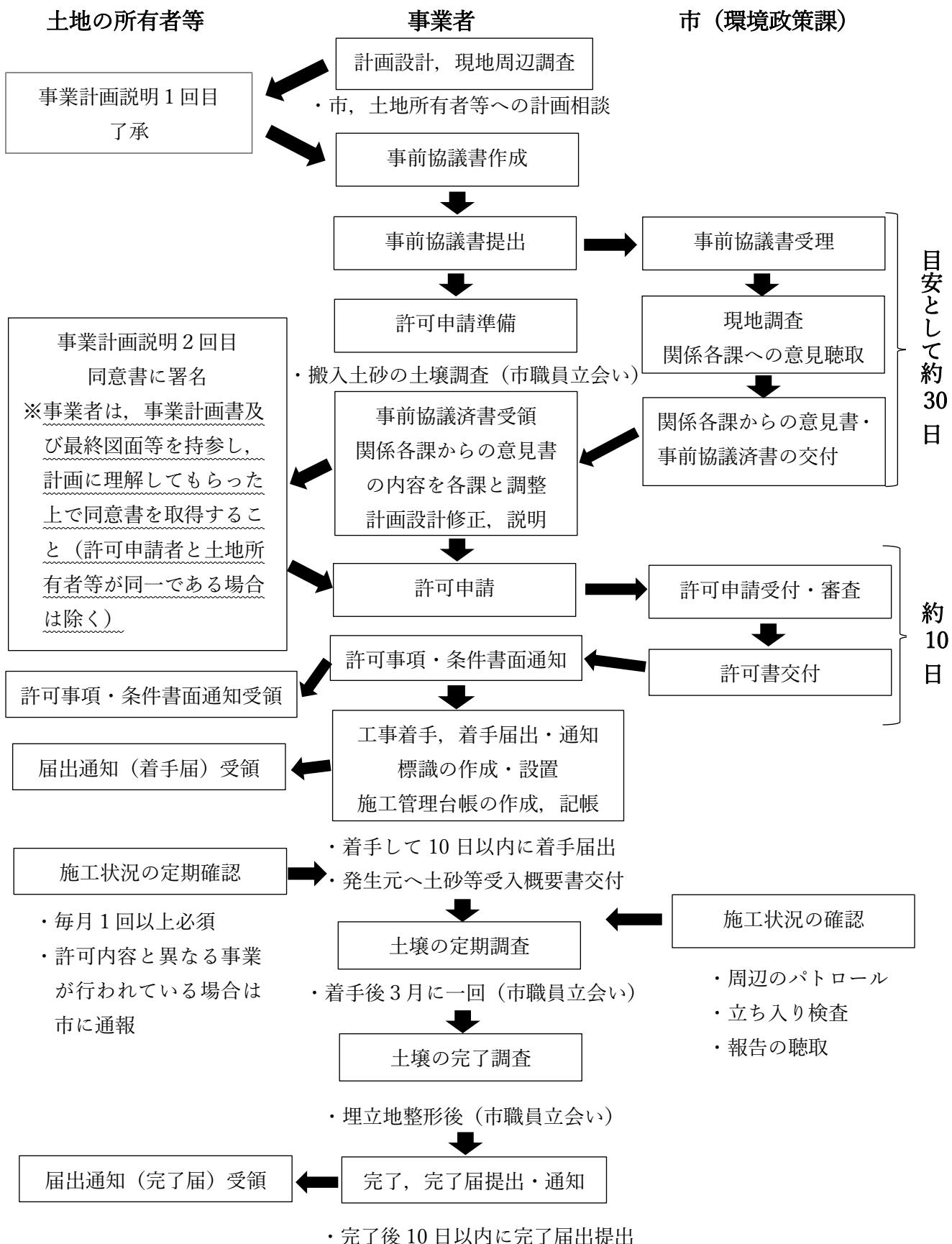
- 次に掲げる条件を満たした砂、砂質土、礫、礫質土又はこれらに準ずるものという
- ア 土壤の汚染に係る基準について別表に定める有害物質の基準値を超えていない
 - イ コーン指数400以上であること
 - ウ 建設発生土又は改良土でないこと

3 許可の基準

許可を受けるための基準は以下のとおりです。許可を申請するにあたり、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ① 埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が以下に適合していること。
 - ア 別表第1（P33）の基準に適合していること。
 - イ 改良土でないこと。
 - ウ 第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土であること。
 - エ 水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。
- ② 埋立て等の高さは10メートル以下とし、埋立て等の施工に関する計画が別表第2（P37）の技術上の基準に適合していること。ただし、別表第4（P39）に掲げる許認可を要している場合別表第2は適用しない。
- ③ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が別表第3（P38）の基準に適合していること。
- ④ 土地の埋立て等を行うことについて、当該土地の所有者等の同意を得ていること。

4 土砂等による土地の埋立て等に関する事業の流れ



5 事前協議の手続き

許可の申請（変更許可申請を含む。）をする前に、事業計画について事前協議を行う必要があります。

（1）事前協議とは

事前協議では、埋立て等の事業計画について市関係課に意見を聴取します。意見聴取は市環境政策課が行うため、事業者が事前に関係課と打ち合わせをする必要はありません。しかし、許可等に日数を要する法令等で、意見聴取前に打ち合わせが必要な場合は、あらかじめ関係課と打ち合わせをして構いません。

意見聴取する主な関係課

課名	意見聴取の内容（主なもの）
企画調整課	各種まちづくり施策との整合性、 市コミュニティバスの運行ルートについて
農政課	森林の伐採、農用地での埋立て、 土地改良区等の意見について
建築指導課	建築確認、開発行為について
都市計画課	茨城県景観形成条例について
公園緑地課	風致地区について
道路管理課	道路の維持管理について
河川課	雨水の流入許可、水路等への土砂流出防止について
廃棄物対策課	廃棄物の不法投棄について
生活安全課	交通安全留意について
教育委員会総務課文化財室	埋蔵文化財包蔵地の確認について
農業委員会事務局	農地転用について

※上記の課以外にも協議内容によって、他の課にも意見を聴取する場合があります。

(2) 事前協議に必要な書類

事前協議には以下の書類を、正副2部作成し提出してください。各書類の記入の仕方については、**8 事前協議記入の仕方（P17～）**を参照してください。

- ① 事前協議書（様式第1号）（代理申請の場合の委任状添付）
- ② 土地の埋立て等に係る事業計画書（様式第1号の2）
- ③ 埋立て等区域及び隣接する土地の明細表（様式第1号の3）
- ④ 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近見取り図
- ⑤ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- ⑥ 埋立て等区域の現況平面図、断面図、面積計算書
- ⑦ 埋立て等区域の計画平面図、断面図、雨水排水計画図
- ⑧ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- ⑨ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

(3) 事前協議後

関係各課からの意見聴取及び事前審査には、目安として約30日かかります。

関係各課からの意見聴取が終了した後、事前協議済書と関係各課からの意見書を交付します。

関係各課からの意見書の内容を踏まえ、関係各課との調整及び計画変更等を行ってから、許可申請の準備をしてください。

6 許可申請の手続き

(1) 許可申請に必要な書類

許可申請には以下の書類を、正副2部作成し提出してください。各書類の記入の仕方については、9 本申請書記入の仕方（P22～）を参照してください。書類枚数が多い場合は、書類目次を作成し、インデックスを付してください。

- ① 土地の埋立て等許可申請書（両面印刷）（様式第2号）
- ② 申請者の住民票（申請者が法人の場合は法人登記事項証明書）の写し及び印鑑証明書
- ③ 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- ④ 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の同意書（土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。）（様式第2の2）
- ⑤ 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑥ 埋立て等区域が自己所有でない場合、土地の使用権限を証する書面
- ⑦ 請負契約書の写し（申請者が他の者に施工を請け負わせる場合）
- ⑧ 施工管理者の住民票の写し
- ⑨ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）
- ⑩ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路図
- ⑪ 土砂等の発生者が発行する発生元証明書（様式第4号）
- ⑫ 土砂等の発生から処分までのフローシート
- ⑬ 埋立て等区域の現況平面図、断面図、面積計算書
- ⑭ 埋立て等区域の計画平面図、断面図、雨水排水計画図
- ⑮ 土砂発生元の案内図、現況平面図、面積計算書
- ⑯ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- ⑰ 土砂発生場所で土壤調査の試料として採取した地点を表す図面、写真、土壤分析結果証明書、土壤調査試料採取報告書（様式第5号）
- ⑱ 擁壁を設置する場合は擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記入した構造計画書
- ⑲ 他法令の許可書
- ⑳ 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験、スクリューウエイト貫入試験、ボーリング・標準貫入試験等の結果（埋立て等の高さが50cm未満である場合は除く）
- ㉑ 埋立て等区域の隣地所有者の同意書（同意が得られない場合や同意取得が困難な場合はその旨を記入した書類を提出すること）
- ㉒ 許可申請手数料に係る納入通知書兼領収書の写し（申請日に手数料を納付して添付）
- ㉓ 暴力団員又は暴力団に関する誓約書（様式第5号の2）
- ㉔ その他市長が必要と認めるもの（代理申請の場合の委任状等）

(2) 許可申請手数料

許可申請には、土地の埋立て等を行う区域の面積に応じた許可申請手数料が必要です。許可申請書類を提出する際に、下記の表記載の金額を持参してください。納付書を発行しますので、市役所内の銀行又は会計課で納付していただきます。

土砂等による土地の埋立て等の申請手数料

土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額
1,000 m ² 未満	13,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	28,000 円
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	40,000 円

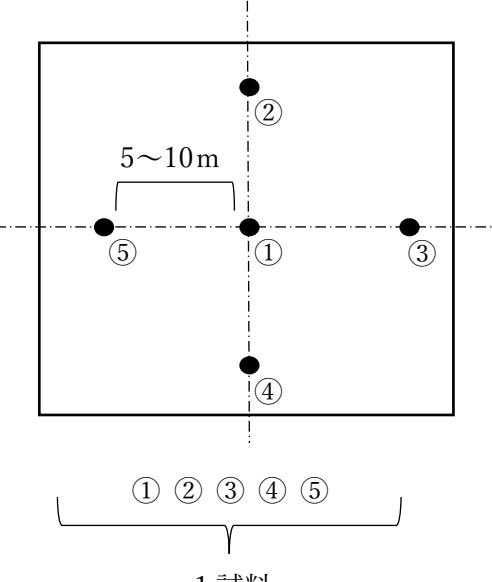
(3) 土壤の調査方法

許可申請時は土砂等の発生元、定期調査及び完了届出時は埋立て区域の土壤調査が必要です。

土壤の調査のための試料とする土砂等の採取は、市職員立会いの上行います。中央の1地点及び中央の地点を直角に交わる2直線状の当該中央の地点から5~10mまでの4地点、合計5地点の深度30~50cmから等量に採取し、混合して1試料とします。

土砂等の発生元及び埋立て区域が3,000 m²につき1試料必要です。（～3,000 m²以内は1試料、～6,000 m²以内は2試料、～9,000 m²以内は3試料）

試料を別表第1（P33）かつ別表第1の2（P36）に掲げる方法により計量及び測定を行ってください。



(4) 許可（不許可）の決定

許可が決定してからの着工となり、許可の決定まで申請をしてから10日程かかります。許可まで時間要する場合もあるため、早めの申請をお願いします。

7 許可後

許可取得後には以下の手続き・作業が必要です。

(1) 土地の所有者等に許可事項、許可条件を書面で通知する

土地の所有者等に、交付された許可決定通知書、許可申請書及びその添付書類の写し等を通知し、許可事項及び許可条件を説明してください。

(2) 標識の設置

許可を受けた後、埋立て等区域の土砂等搬入車両出入り口付近の見やすい場所に、様式第13号の標識を設置してください。

(3) 施工管理者の設置

施工中は施工管理者を設置し、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境保全、災害の防止のため、施工管理者は必要な施工上の管理をしなければなりません。

(4) 土砂等の発生元へ土砂等受入概要書の交付、適合証明書を確認しての土砂等受入

茨城県の埋立てに関する条例に基づき、許可を受けた者は、土砂等の発生元に「土砂等受入概要書」を交付しなければなりません。また、土砂等の発生元は、土砂等の運搬者（ダンプ運転手等）に、運搬する土砂等が「土砂等受入概要書」に適合した土砂等であることを証明する「適合証明書」を交付し、許可を受けた者は「適合証明書」を確認して土砂等を受入しなければなりません。

詳細及び様式は、茨城県庁のHPを確認してください



(5) 帳簿への記入

埋立て等を行っている間は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第14号）を毎日記入してください。

(6) 許可後に提出する届出

下記届出をする際には、同時に土地の所有者等にも届出書の写しを通知する必要があります。

① 着手した場合

埋立て等に着手後 10 日以内に土地の埋立て等着手届出書（様式第 8 号）に、今回の埋立て等が他の法令等に基づく許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書面を添付して提出

② 完了した場合

埋立て等の完了後 10 日以内に土地の埋立て等完了届出書（様式第 9 号）、完了した埋立て等区域の平面図や断面図等構造の分かる図面、ページ下段（7）土壌の定期調査報告、完了調査の①～⑤の書類を提出

③ 廃止（休止）した場合

埋立て等の廃止（休止）後 10 日以内に土地の埋立て等廃止（休止）届出書（様式第 10 号）と下記の書類を提出してください。

廃止の場合…埋立て等区域の廃止後の構造に関する図面、現況写真

休止の場合…埋立て等区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置に関する図面、現況写真

④ 休止した埋立てを再開した場合

休止した埋立てを再開して 10 日以内に土地の埋立て等再開届出書（様式第 11 号）を提出

（7）土壌の定期調査報告、完了調査

埋立て等を着手してから完了及び廃止するまでの間、着手してから 3 月に一回、土壌の調査が必要です。調査結果は試料採取から 1 月以内に以下の書類を添えて報告してください。完了調査も同じです。調査方法は 6-（3）土壌の調査方法をご参照ください。

- ① 土壤調査報告書（様式第 16 号）
- ② 土壤の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面
- ③ 土壤の調査に使用した土砂等の採取状況の分かる現場写真
- ④ 土壤調査試料採取報告書（様式第 5 号）
- ⑤ 土壤分析結果証明書

（8）変更許可申請

許可後、以下に変更が生じた場合は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第 6 号）と変更に係る書類を提出してください。また、変更許可申請手数料も発生しますのでご注意ください。

また変更許可後、土地の所有者等に、交付された変更許可決定通知書、変更許可申請書及びその添付書類の写し等を通知し、許可事項及び許可条件を説明してください。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ①埋立て等の目的 | ⑥埋立て等に用いる土砂等の発生の場所 |
| ②埋立て等区域の面積 | ⑦埋立て等に用いる土砂等の数量の増加 |
| ③埋立て等の種類ごとの面積 | ⑧埋立て等の施工に関する計画 |
| ④埋立て等の期間延長 | ⑨埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 |
| ⑤埋立て等に用いる土砂を発生させる者 | 及び災害の防止に関する計画 |

変更許可申請手数料

土地の埋立て等を行う区域の面積	変更手数料の金額
1,000 m ² 未満	6,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	15,000 円
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	27,000 円

☆軽微な変更

許可後、以下に変更が生じた場合は、土地の埋立て等軽微変更届出書（様式第7号）と変更に関する書類添付して提出してください。また、以下の変更には手数料は発生しません。

- ・申請者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名が変更となった場合
※個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記事項証明書を添付してください
- ・施工管理者の住所、氏名が変更となった場合
※新しい施工管理者の住民票を添付

☆変更が不要となる行為

許可後、以下に変更が生じた場合は変更の申請は不要となります。

- ・埋立ての期間の短縮
- ・埋立ての土量の減少
- ・埋立ての期間の短縮や埋立ての土量の減少により、施工に関する計画が変更となった場合

(9) 許可の取り消し及び停止、公表、罰則

以下の事項に該当した場合は許可の取り消し及び停止の命令がされます。

- ・許可内容に変更が生じたのに変更許可申請を行わずに埋立て等を行ったとき
- ・許可内容に偽りその他不正の手段をしていたとき
- ・許可に付した条件に違反したとき
- ・許可後に提出するべき届出を行わなかったとき
- ・施工管理者の設置、施工管理者による施工管理、標識の掲示、帳簿の記入及び事務所へ備え付け・閲覧を怠ったとき

- ・土壌の定期調査報告を行わなかった又は虚偽の報告を行ったとき
- ・市の土壌調査命令、措置命令に違反したとき
- ・正当な理由なく、許可後1年以上の未着手及び休止

また、許可の取消しや命令違反等を行った場合には、氏名等の公表や懲役及び罰金等が科せられる場合があります。

(10) 災害発生又災害を予見したときの手続き

土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければなりません。

(11) 土地所有者の定期確認義務

土地の所有者等は、毎月1回以上、土地の埋立て等の施工の状況について、次に掲げる点について定期確認しなければなりません。自ら行うことが困難な場合は、他の者に依頼することができます。

- ①施工状況が、許可を受けた内容と相違していないこと
- ②土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生がないこと又はこのおそれがないこと

また、定期確認によって、許可内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市に報告しなければなりません。

定期確認を怠った場合又は市に報告を怠った場合は、土地所有者等に勧告又は命令、さらには罰則が科される場合があります。

8 事前協議書の記入の仕方

事前協議に必要な書類は正副2部を提出してください。副本は事前協議が終了した後、事前協議済書と意見書を添えてお返しします。

(1) 事前協議書（様式第1号）の記入の仕方

様式第1号（第2条の2関係）																															
(表) 事前協議書																															
年　月　日																															
ひたちなか市長		殿																													
申請者																															
① 住所																															
氏名																															
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)																															
電話番号																															
<p>ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条の規定に基づき、 次のとおり事前協議の申立てをします。</p> <table border="1"><tr><td>② 土地の埋立て等の種類</td><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積</td></tr><tr><td>③ 土地の埋立て等の目的</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>④ 埋立て等区域の位置</td><td colspan="3">ひたちなか市</td></tr><tr><td>⑤ 埋立て等区域の面積（実測） (利用敷地面積)</td><td>m^2 (m^2)</td><td>⑥ 埋立て等 の量</td><td>m^3</td></tr><tr><td>⑦ 土地の埋立て等を行う期間</td><td colspan="3">年　月　日～年　月　日</td></tr><tr><td>⑧ 工事施工業者の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>⑨ 施工管理者の住所、氏名及び 電話番号</td><td colspan="3">住所 氏名 電話番号</td></tr></table>				② 土地の埋立て等の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積			③ 土地の埋立て等の目的				④ 埋立て等区域の位置	ひたちなか市			⑤ 埋立て等区域の面積（実測） (利用敷地面積)	m^2 (m^2)	⑥ 埋立て等 の量	m^3	⑦ 土地の埋立て等を行う期間	年　月　日～年　月　日			⑧ 工事施工業者の名称				⑨ 施工管理者の住所、氏名及び 電話番号	住所 氏名 電話番号		
② 土地の埋立て等の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積																														
③ 土地の埋立て等の目的																															
④ 埋立て等区域の位置	ひたちなか市																														
⑤ 埋立て等区域の面積（実測） (利用敷地面積)	m^2 (m^2)	⑥ 埋立て等 の量	m^3																												
⑦ 土地の埋立て等を行う期間	年　月　日～年　月　日																														
⑧ 工事施工業者の名称																															
⑨ 施工管理者の住所、氏名及び 電話番号	住所 氏名 電話番号																														

① 申請者

土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入してください。押印は不要です。

② 埋立て等の種類

埋立て、盛土、堆積の中から該当するものに□を記入してください。（1－（1）参照）

③ 埋立て等の目的

埋立て等をどのような目的で行うのか具体的に記入してください。

④ 埋立て等の区域の位置

埋立て等区域の所在地番をすべて記入してください。

⑤ 埋立て等区域の面積

埋立て等を行う土地の実測面積（埋立てを行う範囲の面積）及び利用敷地面積（登記簿上の面積）を記入してください。

⑥ 埋立て等の量

埋立て等に用いる土砂の量を記入してください。

⑦ 埋立て等を行う期間

埋立て等を開始してから完了するまでの予定工事期間を記入してください。

⑧ 工事施工業者、施工管理者の住所、氏名及び電話番号

工事施工者が法人の場合は、法人名を記入してください（個人の場合は空欄で構いません）。

埋立て等を施工するために必要な能力を持った者で、施工中に現場へ常駐できる責任者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

(2) 土地の埋立て等に係る事業計画書（様式第1号の2）の記入の仕方

様式第1号の2（第2条の2関係）				
土地の埋立て等に係る事業計画書				
1 土地の埋立て等に用いる土砂等に係る事項				
①	発生の場所			
	発生させる者の住所・ 氏名	住所 氏名		
2 土地の埋立て等の整備計画				
③	土地の埋立て等の高さ	最大	④ のり面の勾配	度
		m		
⑤	のり面の保護方法	<input type="checkbox"/> 石張り <input type="checkbox"/> 芝張り <input type="checkbox"/> モルタル吹付け <input type="checkbox"/> その他		
⑥	跡地利用計画及び土砂 の飛散防止措置			
3 防災対策及び周辺環境対策				
⑦	囲い柵の設置方法			
	雨水の流入対策			
	雨水及び土砂の 流出対策			
	粉塵防止対策			
	騒音防止対策			

① 土砂の発生場所

埋立て等に用いる土砂等の発生場所の地名地番を記入してください。

- ② 土砂の発生者
埋立て等に用いる土砂等の発生者の住所氏名を記入してください。
- ③ 埋立て等の高さ
埋立て等の最大の高さ（深さ）を記入してください。
- ④ のり面の勾配
埋立て等によって発生するのり面勾配（複数の場合は最大勾配）について記入してください。
- ⑤ のり面の保護方法
埋立て等によって発生したのり面の保護方法について図すること。「その他」に☑した場合は、詳細を記入してください。
- ⑥ 跡地利用計画及び土砂の飛散防止措置
埋立て等完了後の土地の利用計画が明確である場合はその計画を、明確でない場合は土砂の飛散防止措置（芝張り、植栽等）を記入してください。
- ⑦ 囲い柵の設置方法
埋立て等区域の安全及び侵入防止のため、柵を設ける必要があります。その方法を記入してください。
- ⑧ 雨水の流入対策
埋立て等区域に外部から雨水が流入するのを防ぐ対策を記入してください（開渠等）。
- ⑨ 雨水及び土砂の流出対策
豪雨等により、埋立て等区域内の雨水及び土砂が外部に流出するのを防ぐ対策を記入してください（排水設備等）。
- ⑩ 粉塵防止対策
埋立て等区域からの粉塵、運搬路から生じる埃等が、周辺地域の生活環境を阻害しないように防止する対策を記入してください（散水、シート掛け、表層の締固め、運搬車両の洗車等）
- ⑪ 騒音防止対策
埋立て等区域の工事及び運搬車両から生じる騒音が、周辺住民の迷惑にならないように防止する対策を記入してください（工事時間の調整、低騒音機械の導入、アイドリングストップ等）。

(3) その他の書類について

① 埋立て等区域及び隣接する土地の明細表（様式第1号の3）

埋立て等区域及び隣接する土地の所在地等を、土地の登記事項を参照し記入してください。

② 埋立て等の区域の位置を示す図面及び付近の見取図

ア 位置図 縮尺は1/25,000～1/10,000程度で、埋立て区域周辺の状況が分かるものを作成してください。

イ 見取図 縮尺は1/2,000程度で、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるものを作成してください。

③ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

申請する日前3ヵ月以内に発行された、公図の写しを添付してください。登記情報提供サービスにより発行された証明書でも構いません。

④ 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

ア 平面図・断面図 縮尺は、土地の埋立て等を実施する区域の現況の形状が判別できるものとします。

イ 面積計算書 実測に基づく求積図を作成してください。

⑤ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ア 平面図・断面図 縮尺は、土地の埋立て等の施工完了後の土地の形状が判別できるものとします。

イ 雨水排水計画図 縮尺は、排水処理工程が判別できるものとし、排水計画の根拠となった流量計算も併せて添付してください。

⑥ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

土地の埋立て等に基づいて、予定容量を計算した書類を作成してください。

⑦ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面

土砂等の発生場所から土地の埋立て等区域までの運搬経路を明記してください。

9 土地の埋立て等許可申請書の記入の仕方

許可申請に必要な書類は正副2部を提出してください。副本は許可書を添えてお返しします。
書類枚数が多い場合は、書類目次を作成し、インデックスを付して提出してください。

(1) 土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）記入の仕方

様式第2号(第6条関係)			
(表)			
土地の埋立て等許可申請書			
年 月 日			
ひたちなか市長 殿			
① 住 所			
申請者 氏 名	印		
(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、その名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による 許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
② 土地の埋立て等の目的			
③ 埋立て等区域の位置	ひたちなか市		
④ 埋立て等区域の面積(実測) (利用敷地面積)	m ²	⑤ 埋立て等の種類 ごとの面積(実測)	埋立て 盛 土 たい積
⑥ 土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
⑦ 土地の埋立て等に用いる土 砂等を発生させる者及び發 生の場所			
土地の埋立て等に用いる土 砂等の数量	m ³		
⑧ 土地の埋立て等の施工に関 する計画			
⑨ 埋立て等区域の周辺の地域 の生活環境の保全及び災害 の防止に関する計画			
⑩ 施工管理者の住所、氏名 及び電話番号	住 所 氏 名 電話番号		
⑪ 土地の埋立て等に用いる建 設機械の種類及び台数			
備考			
1 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の 保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記 入し、計画書を添付すること。			
2 施工管理者の住所、氏名及び電話番号の欄は、土砂等による土地の埋立て等が1年を 超えない期間で他の場所へ搬出する目的で行う土砂等のたい積の場合は、記入しないこ と。			

① 申請者

土地の埋立て等を行う者の住所・氏名・電話番号を記入し、実印を押印してください。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

② 埋立て等の目的

埋立て、盛土、堆積の別を記入するとともに、どのような目的で埋立てを行うのか記入してください。

③ 埋立て等区域の位置

埋立て等を行う土地の所在地をすべて記入してください。

④ 埋立て等区域の面積（実測）（利用敷地面積）

埋立て等を行う土地の実測面積（埋立て等を行う範囲の面積）及び利用敷地面積（登記簿上の面積）を記入してください。

⑤ 埋立て等の種類ごとの面積（実績）

埋立て、盛土、堆積の中から該当する種類のものに実測値の面積を記入してください。

⑥ 土地の埋立て等を行う期間

土地の埋立て等を開始してから完了するまでの予定工事期間を記入してください。

⑦ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所

土地の埋立て等に使用する土砂等の発生元事業者及び土砂等の発生場所の所在地番すべてを記入してください。なお、土砂等の発生元が複数あり欄内に記入しきれない場合は、別紙で一覧表を作成してください。

⑧ 土地の埋立て等の施工に関する計画（工程）

土地の埋立て等の施工の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとに添付書類の計画平面図等の内容に対応した文言を記入してください。欄内に記入しきれない場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙で計画書（工程表でも可）を作成してください。

⑨ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

埋立て等区域での生活環境の保全対策や災害防止の方法を記入してください。欄内に記入しきれない場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成してください。

⑩ 施工管理者の住所、氏名、電話番号

土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った者で、土地の埋立て等の施工中に現場へ常駐できる者とします。

⑪ 土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数

埋立て等に使用する機械の種類（10t車、ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ等）と台数を記入してください。特に「くい打ち機」「削岩機」「空気圧縮機（原動機の定格出力が15kW以上）」「コンクリートプラント又はアスファルトプラント」「バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上）」「トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上）」「ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上）」等を使用する場合は、騒音・振動規制法の特定建設作業に該当する可能性があるため、必ず記入してください。

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）の記入の仕方

発生元が複数ある場合は、それぞれの発生元の情報を記入してください。

- ① 発生元業者名
土砂等を発生させる者を記入してください。

 - ② 予定量
発生する土砂の予定量を記入してください。

 - ③ 最大日量
1日に運搬する最大の土砂の量を記入してください。

 - ④ 搬入期間
土砂等を搬入する期間を記入してください。

 - ⑤ 搬入時間
土砂等を搬入する時間を記入してください。

⑥ 搬入土砂の区分

第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土から該当する区分を記入してください。

⑦ 発生場所

土砂等が発生される場所を記入してください。

(3) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号）記入の仕方

様式第4号(第6条関係)	
土 砂 等 発 生 元 証 明 書	
年 月 日	
ひたちなか市長	殿
住 所	
① 土砂等の発生者	氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生すること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。	
② 工事名	
③ 工事施工場所	
④ 工事発注者	
⑤ 工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑥ 工事に係る土砂等の発生量	m^3 (うち処分契約量 m^3)
⑦ 今回の証明に係る土砂等の発生量	m^3
⑧ 発生土砂等の区分	
⑨ 発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
⑩ 発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。	

① 土砂等の発生者

土砂等を発生する者の住所、氏名、電話番号を記入してください。また、法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

② 工事名

土砂等の発生する者が、今回の埋立て等の現場に搬入する土砂が発生する原因となった、発生元で行っている工事の名称を記入してください。

③ 工事施工場所

上記②の工事を行っている場所を記入してください。

④ 工事発注者

上記②の工事の工事発注者を記入してください。

⑤ 工事施工期間

上記②の工事の施工期間を記入してください。

⑥ 工事に係る土砂等の発生量

上記②の工事で発生する土砂の量を記入し、「うち処分契約量」は、今回の埋立て等の現場に搬出する土量を記入してください。

⑦ 今回の証明に係る土砂等の発生量

上記⑥の処分契約量のうち、この証明書によって今回の埋立て等の現場に搬入する土量を記入してください。

⑧ 発生土砂等の区分

第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれかを記入してください。

⑨ 発生土砂等の運搬契約者

土砂等を運搬する者の住所、氏名を記入してください。ただし、法人にあっては主たる事務所の所在地、その他名称及び代表者の氏名を記入してください。

⑩ 発生土砂等の最終処分事業者

土地の埋立て等を行う者の住所、氏名を記入してください（許可申請の申請者になります）。

ただし、法人にあっては主たる事務所の所在地、その他名称及び代表者の氏名を記入してください。

(4) 土壤調査試料採取報告書（様式第5号）の記入の仕方

様式第5号(第6条、第15条関係)	
土壤調査試料採取報告書	
年　月　日	
ひたちなか市長	殿
住　所	
①告者 氏　名	②
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第3項第1号又は第15条第3項第2号に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。	
②検体区分	
③取　　者	
④取年月日	年　月　日
採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
採取日の天候	
⑤採取深度	
備考　検体区分の欄には、この報告書に係る土壤分析結果証明書に記載された記号、番号等を記載すること。	

① 報告者

土壤の調査を行った分析者の住所、氏名、電話番号を記入してください。また、法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

② 検体区分

調査を行った検体の検体番号を記入してください。検体番号は土壤分析結果証明書に記入されている検体番号と一致させてください。

③ 採取者

土壤の調査を行うのに試料採取を行った者の氏名を記入してください。

④ 採取年月日

試料採取を行った日を記入してください。

⑤ 採取深度

採取をした際の深度を記入してください。職員立会いの場合の採取深度は 30 cm～50 cmです。
(採取深度は条件により変更することがあります。)

(5) その他の書類について

- ① 申請者の住民票の写し（若しくは法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
申請する日前 3 カ月以内に発行されたものを添付してください。

- ② 埋立て等区域の土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し（公図の写し）
申請する日前 3 カ月以内に発行された、登記官の認証文や登記官印が附せられた証明書を添付してください。登記情報提供サービスにより発行された証明書は認めません。

- ③ 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の同意書（土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。）（様式第 2 の 2）
土地の所有者等に、許可申請書及び設計図面等を用いて、事業計画について丁寧に説明し、また同意書内に記載のある定期確認義務（7－（9）参照）など、土地の所有者等責務について理解してもらった上で、同意をもらってください。

- ④ 埋立て等区域の土地の使用権限を証する書面

申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合は、使用貸借契約書、賃貸借契約書等を添付してください。

- ⑤ 請負契約書の写し

申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合は、申請者と施工業者との工事請負の分かる請負契約書を添付してください。

- ⑥ 施工管理者の住民票の写し

施工管理者は、土地の埋立て等を施工するために必要に必要な能力を持ち、工事施工中に現場へ常駐できる者としてください。

住民票は申請する日前 3 カ月以内に発行されたものを添付してください。

- ⑦ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面

土砂等の発生場所から土地の埋立て等区域までの運搬経路を明記してください。

⑧ 土砂等の発生から処分までのフローシート

土地の埋立て等に使用する土砂等について、その発生元から土地の埋立て等を実施する区域に至る流れが分かるよう、土砂等を発生させる建設工事の名称、場所、その工事の発注者、元請業者、発生土砂等の運搬事業者、施工事業者等を明記した流れ図を作成してください。

⑨ 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

ア 平面図・断面図 縮尺は、土地の埋立て等を実施する区域の現況の形状が判別できるものとします。

イ 面積計算書 実測に基づく求積図を作成してください。

⑩ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ア 平面図・断面図 縮尺は、土地の埋立て等の施工完了後の土地の形状が判別できるものとします。

イ 雨水排水計画図 縮尺は、排水処理工程が判別できるものとし、排水計画の根拠となった流量計算も併せて添付してください。

⑪ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書

ア 位置図 縮尺は1/25,000～1/10,000程度で、道路、地勢等の周辺状況が判別できるものとします。

イ 現況平面図 縮尺は、土砂等の発生場所の現況の形状が判別できるものとします。

ウ 面積計算書 実測に基づく求積図とします。

⑫ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

土地の埋立て等の計画に基づいて予定容量を計算した書類を作成してください。

⑬ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書(様式第5号)及び土壤分析結果証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

ア 位置図 縮尺は1/25,000～1/10,000程度で、道路、地勢等の周辺状況が判別できるものとします。

イ 現場写真 黒板を提示のうえ、「5地点で試料を採取している状況」「全試料を1カ所に並べた様子」「土砂等の発生場所の全景」を撮影してください。

ウ 土壤調査試料採取報告(様式第5号)

エ 土壤分析結果証明書

- ⑭ 擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記入した構造計算書(擁壁を設置する場合に限る)
設置する場合には構造図、計算書を提出してください。
- ⑮ 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類(当該法令等に基づく許認可等を要するものである場合に限る。)
事業の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許可等の許可書等又は当該許可親書等の写しを添付してください。
- ⑯ 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験又はこれと同等の結果を得ることができる試験の結果に関する書類（埋立て等の高さが 50 cm 未満である場合は除く）
埋立て等区域の地耐力（支持力と沈下）を明らかにしておくため、スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）、平板載荷試験、ボーリング試験等を実施し、埋立て等による支持力と沈下等を評価した対策を検討してください。また、その結果を示す書類を添付してください。
- ⑰ 埋立て等区域に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書類。ただし、同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は、その理由を記入した書類とする。
隣地の地権者の住所、氏名、所有地の地番が署名捺印された同意書を作成し、提出してください。
- ⑱ 条例第 12 条に規定する許可申請手数料に係る納入通知書兼領収証書の写し
申請時に交付した納付書にて、市役所内の銀行又は会計課にて納付した領収印が押印された納入通知兼領収書の写しを添付してください。
- ⑲ 暴力団員又は暴力団に関する誓約書（様式第 5 号の 2）
申請者及び土地の埋立て等の請負者の住所、氏名、電話番号を記入し、実印を押印してください。法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名、電話番号及び役員名簿を記入し、実印を押印してください。

別表第1（第6条、第7条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格1」という。）の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格1の38に定める方法（規格1の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格1の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格1の65.2（規格1の65.2.7を除く。）に定める方法（規格1の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
ひ砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格1の61に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るひ砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法

総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125（以下「規格 2」という。）の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0. 002 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0. 002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 004 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 04 ミリグラム以下	シス体にあっては規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあっては規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法

トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロブロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格2の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格1の34.1(規格1の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格1の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格1の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 1 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

別表第 1 の 2（第 6 条関係）

項目	測定方法
水素イオン濃度指数	公益社団法人地盤工学会が定める地盤工学会基準「土懸濁液の pH 試験方法」の最新のもの

別表第2（第7条関係）

技術上の基準
1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
3 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）は、10メートル以下とすること。
4 土地の埋立て等ののり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、30度以内とすること。
5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
6 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。
7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締め固めその他の措置が講じられていること。
8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
9 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

施工管理体制	1 施工管理者を置かなければならない場合にあっては、土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
周辺環境対策	1 粉じん飛散防止のため、散水、シート掛け、表層の締固めその他の措置を講ずること。 2 埋立て等区域からの雨水等及び土砂等により公共用海域及び地下水の水質汚濁を生じさせないこと。 3 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 4 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滯水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。 5 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。 6 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 土砂等の運搬車両等の通行経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下校時間帯の土砂等の運搬車両等の通行を行わない等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。
作業時間	1 土地の埋立て等の施工及び土砂等の運搬は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までに行うこととし、事業計画に従い、決められた期日及び時間帯以外は行わないこと。
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害が生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。

別表第4（第8条関係）

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法第10条の2第1項及び第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 4 土地区画整理法に基づく地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定により許可を要する行為
- 5 都市計画法第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 6 都市公園法第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 道路法第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14 都市再開発法に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 自然環境保全法第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第8条第1項の規定による届出を要する行為であって、同条第3項に規定する期間を経過したもの
- 17 生産緑地法第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 18 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 19 砂防法第4条第1項の規定による許可を要する行為
- 20 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 21 港湾法第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 22 海岸法第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 23 茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第19条第4項の規定による許可を要する行為
- 24 茨城県自然環境保全条例第6条第4項の規定による許可を要する行為